

斜里町自動体外式除細動器（AED）貸出要領

1、目的

本町で開催される各種行事の主催者に対し、自動体外式除細動器（AED）を貸し出すことによって、参加者が心停止状態に陥った際の救急救命活動に備えるとともに、町民がAEDに触れる機会を提供することにより、認知度・関心を高め、心肺蘇生法の受講促進を図り、公共・民間団体、企業等による各種施設へのAED設置を促し、もってAEDの普及と救命率の向上を図ることを目的とする。

2、貸出機器

斜里町が購入し、斜里地区消防組合消防署に貸出用として配置したAEDとする。

3、貸出対象行事

原則として町内で開催され、町民を含む複数の者が参加するスポーツ競技その他の各種イベント、講習会等とする。

4、貸出対象団体等

対象行事の主催者とし、公共・民間を問わない。

5、貸出の要件

原則として対象行事の開催期間中、次のいずれかの者が会場に配置されていることを要件とする。

(1) 医師等の医療従事者

(2) 消防署その他の講習機関が実施するAEDの取り扱いを含む救命講習を受講している者

6、貸出期間

対象行事の開催期間及びその前後の期間とし、最長7日とする。ただし、貸出が重複しない場合で、消防署長が認める場合はこの限りではない。

7、貸出費用

無償とする。

8、貸出手続き

(1) 貸出時の手続き

① 貸出を受けようとする日の原則2日前までに、AEDの貸出を希望する者から消防署長に対して借用書（別紙1）を提出させる。

② 消防署長は、貸出状況、貸出要件の適格性等により貸出可能と認められる場合には、貸出日及び返却日を調整し、貸し出すものとする。

③ 貸し出しにあたっては、申込者に対してAEDを常に良好な状態で保管するとともに、機器の特殊性に配慮した管理に努めるよう適切に指導するものとする。

(2) 返却時の手続き

① 対象行事終了後、返却予定日までに消防署に持参させ、AED返却確認書（別紙2）により点検、確認を受けた後に返却を受けることとする。

② 実際にAEDを使用した場合には、使用実績報告書（別紙3）を提出させるものとする。

③ 故意又は過失によってAEDを亡失し、破損又は消耗させた場合には、その旨を記録するとともに、使用責任者に対してAEDを原状に復し、又はその相当額を弁償してもらうものとする。